

COP16：生物多様性に関する グローバルな目標の達成に 向けた重要なステップ

2024年10月



Benoît Galaup
アクサIMパリ、ESG アナリスト

主なポイント

- 今年の国連生物多様性会議COP16は、2022年に196カ国の政府によって採択された「グローバル生物多様性枠組（GBF）」を実施するための重要な次のステップになると見えています
- 各国政府は、最新の国家生物多様性戦略および行動計画、GBF資金動員戦略遺伝情報への公平なアクセスと、その利用から得られる利益の公正な配分を確保するための世界的な仕組みの進捗状況を提出することが期待されています
- COP16は、自然環境に関連する問題について、企業の行動と情報開示を加速させる触媒としての役割を期待されています。これにより、生物多様性の観点が投資判断に統合される動きが徐々に強化されると見えています

国連の生物多様性会議であるCOP16は、2022年のCOP15で196カ国の政府が署名した「昆明・モンリオール合意」の実施に向けた重要な次のステップとなると見えています。

グローバル生物多様性枠組¹（GBF）および生物多様性計画は、生物多様性の損失を阻止し、回復に向かわせることを目指す誓約です。これは、23のアクションのうちの1つとして、2030年までに世界の陸地および海域の30%を保護することを目指しています。その採択は、生物多様性に関するこれまでの戦略計画と比較して、さらに歴史的な一歩になると見えています。これには、4つの目標と23のアクションだけでなく、資金動員戦略とモニタリングの枠組も含まれています。

この枠組は、明確な世界目標と、企業が自然戦略を策定し生物多様性の保全と回復に向けた行動を実施するためのロードマップ（行程表）を提供するという点で、民間部門から概ね歓迎されました。COP15²には企業の代表者も約1,000人が出席したことからも、そのことが明らかです。

特に、企業は、大企業や金融機関が生物多様性に対するリスクや依存性、影響を定期的に監視し、評価し、透明性をもって開示することを、企業が政府に対して保証するアクション15の採択を強く支持しました。これは、自然の保全と修復に向けたより効果的な進展への道筋を整えるものとして広く受け止められています。この画期的

¹昆明・モンリオール生物多様性グローバルフレームワーク(GBF)。
<https://www.cbd.int/gbf>

² <https://dialogue.earth/en/nature/cop15-whose-business-is-nature-anyway/>

な出来事を受けて、COP16は今や「実行COP」とみなされています。

実施を推進するための国家戦略と強固なモニタリングシステム

COP16（10月21日開幕）に先立ち、各国政府は生物多様性国家戦略および行動計画（NBSAP）の更新版を提出することが求められており、その内容がGBFの目標およびターゲットに沿ったものであることを確認する必要があります。提出されたものはまだわずかですが（2024年8月時点で193件中20件³）、多くが準備中であることから、GBFの導入がすでに国家レベルで始まっていることが分かります。

これらの国家戦略は強力な触媒となり、政府と民間部門間の相乗効果を強化する基盤として機能する可能性があります。例えば、フランスのNBSAPは、政府主導のプログラム「Entreprises Engagées pour la Nature⁴（自然保護に積極的に取り組む企業）」や国際イニシアティブ「Act4nature⁵」など、既存の企業の自主的な取り組みの枠組を基盤としています。この枠組を通じて、フランスは、2030年までに5,000社のフランス企業が生物多様性行動計画を定めるという目標を設定しました。

フランスはその後、「ロクロー*企業と生物多様性イニシアティブ⁶」を立ち上げ、複数の大企業が部門別および各部門の作業グループに参加しました。各グループは最近、行動と勧告⁷のリストを発表し、民間部門が生物多様性への悪影響を軽減し、自然に好ましい結果をもたらす行動を取るよう指導しています。

*：ロケローは、フランスのエコロジー・持続可能開発・エネルギー省が設けられている建物の名前

戦略の提出に加え、各国は進捗状況を世界的に追跡するためのグローバルなモニタリングシステムについてさらに話し合うことも期待されています。国連生物多様性条約の指標に関する技術専門家グループは最近、生物多様性基金（GBF）のモニタリングの枠組をさらに発展させ、運用化するための最終勧告を提出しました。これは、

COP16での交渉の強固な基盤となるべきものです。当社グループは、参加各国がGBFの23のアクションの進捗状況を監視するための明確な一連の指標を採用することを期待しています。これは、2011年から2020年までの生物多様性^{8,9}に関するグローバル戦略計画の失敗の主な理由の1つである、強固なモニタリングシステムの欠如という問題に対処する、大きな前進になると見えています。

GBFの資金調達

しかし、会議における他の主要議題に関する交渉は、特にGBFの実施を支援するための年間7000億ドルを漸進的に投入することを巡って、当事者間の意見の相違により、より困難な交渉となることが予想されます。

COP16は、2025年までに先進国から開発途上国へ少なくとも年間200億ドルを拠出するというGBFの第一目標に向けた重要なステップとなるでしょう。この目標の進捗状況については、グローバルノース（主に北半球に偏在している先進諸国）からグローバルサウス（主に南半球に遍在する新興国・発展途上諸国）への資金フローがどのように分配されるかという重要な問題に焦点を当て、発展途上国が精査することになると見えています。2022年のCOP15では、地球環境ファシリティの支援の下、新たな基金「グローバル生物多様性枠組基金」の創設で妥協案が成立しました。

しかし、その基金の運用開始はまだ決定事項ではありません。2024年5月にナイロビで行われたGBFの実施に関する広範な議論では、あらゆる資金源から資金を最大限に動員し、その効率性、利用可能性、配分を最大限に高めるための最善の方法について疑問が提起されました。これまでに3つの選択肢が特定されており、COP16で取り組む必要があると思います。COP16で完全に新しい基金を設立する、COP17でこれを議論するための交渉を開始する、または現在のGBF枠組基金を維持する、のいずれかです。

COP16のもう一つの緊急課題は、生物多様性に有害な補助金（例えば、土壌を固め、生態系を分断する集約型農

³COP16までに改訂・更新されたNBSAP。 <https://www.cbd.int/nbsap/post-cop15.shtml>

⁴Engagées pour la Nature（自然保護）に取り組む企業308社が集結 <https://engagespourlanature.ofb.fr/entreprises>

⁵Act4nature International、自然保護に尽力する73の大企業を集結 <https://www.act4nature.com/en/>

⁶Christophe BECHUとSarah EL HAÏRYは「ロクロー 企業と生物多様性」の初版を発表し、自然への依存に関する8つの作業グループを立ち上げました。 <https://www.ecologie.gouv.fr/presse/christophe-bechu-sarah-el-hairy-ont-lance-premiere-edition-du-roquelaure-entreprises>

⁷「ロクロー 企業と生物多様性」：250社が動員されました <https://www.ecologie.gouv.fr/actualites/roquelaure-entreprises-biodiversite-250-entreprises-mobilisees>

⁸自然破壊を食い止めるための目標を1つも達成できず - 国連報告書 <https://www.theguardian.com/environment/2020/sep/15/every-global-target-to-stem-destruction-of-nature-by-2020-missed-un-report-aoe#:~:text=On%20Monday%2C%20the%20RSPB%20said,elements%20to%20monitor%20overall%20progress.>

⁹生物多様性条約事務局(2020)「グローバル生物多様性概況第5版」。Montreal. <https://www.cbd.int/gbo/gbo5/publication/gbo-5-en.pdf>

業やインフラを支援する補助金)を特定する2025年という期限が迫っていることに対する進捗状況の検証です。その目的は、それらを排除する、段階的に廃止する、または、あるいは改革することです。

遺伝情報：公平かつ公正なアクセスおよび利益配分

注意を要するもう1つの問題は、例えば新薬やワクチン、ハイブリッド種子（異なる特性をもつ近交系または純系の品種を交配した一代雑種（F1）の種子。）、化粧品などの開発に使用される、すべての生物（動物、植物、微生物など）を対象とした遺伝情報の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）¹⁰に関する多国間メカニズムの最終化に関するものです。生物多様性条約の構成要素である名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進することを目的として、2010年に採択されました。これには、適切な利用権利も含まれます。これは、利用国がABS協定を締結することで、自国の遺伝資源の利用から得られる利益の一部を受け取る権利を認めるものです。

しかし、科学研究がよりオープンで活用しやすくなるにつれ、個人や研究者はこのデータに独自にアクセスし、利用することが次第に可能になってきています。このようなアプローチは、世界的な研究、生物多様性の保全、持続可能な利用を促進する可能性がある一方で、不公平の拡大や利益配分の義務の侵害につながる潜在的なリスクも引き起こす可能性があると考えています。現在交渉中の多国間メカニズムは、これらの相反する優先事項のバランスを取ることを目指しています。

交渉担当者向けの勧告草案の準備は最近進展を見せたものの、草案の文章には依然として多くの括弧書きが残っており、いくつかの意見の相違や未解決の問題（例えば、資金拠出の方法、資金配分の方法論と基準、データ管理など）が未解決のままとされています。データ利用¹¹に依存する業界のすべての企業から金銭的利益分配拠出を義務付けるという点について、報告されたコンセンサスが実際に実現するかどうかは依然として不透明です。し

かし、承認されれば、この選択肢はGBFの実施に向けて多額の資金を調達できる可能性があります。

他の条約との連携強化

さらに前向きなことに、COP16では、さまざまな国際条約やその他の環境・社会に関するテーマの間の整合性を強化することにも焦点が当てられる見通しです。これは有益であり、民間部門における包括的かつ統合的な移行戦略の開発につながる機会を示すことになると思います。

例えば、COP16では、気候と生物多様性の関連性と相互依存性（特に森林伐採や農業食品部門などの主要問題に焦点を当てて）が示される予定です。これは、気候変動と生物多様性の関連性への取り組みにおいて民間部門をさらに導くことにつながり、国家レベル¹²でのNBSAPと各国が決定する貢献との間の連携強化につながる可能性があります。

COP16は、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（韓国で11月に予定）の最終会合に先立ち、各国政府が再び会合する機会も提供し、国際的かつ法的拘束力のある世界プラスチック条約が締結される可能性があります。COP16は、2025年6月にフランスで開催される国連海洋会議の準備にも大きく貢献することになり、金融セクターが重要な役割を果たすことが期待されています。

COP16の開催国として、コロンビアは「自然との共存」というビジョンを掲げ、その実現に向けて積極的な役割を果たすことになると見えています。コロンビアとドイツは、GBFの新たな実施手段である「NBSAPアクセラレーター・パートナーシップ」の共同議長を務めており、COP16を前にして、またCOP16期間中にも、より高い目標の達成に直接貢献することが期待されています。国連気候変動会議COP28で、コロンビアのグスタボ・ペトロ大統領は、地球上の生物がすべて死滅する「オムニサイド（全生物絶滅）」を防ぐための化石燃料不拡散条約を求める国家連合に正式に参加すると発表しました。¹³

¹⁰遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）とは、遺伝資源へのアクセス方法、およびその利用から生じる利益を、遺伝資源を利用する者と提供する者との間でどのように共有するかについて定めたものです。
<https://www.ipbes.net/glossary-tag/access-and-benefit-sharing>

¹¹遺伝資源のデジタル配列情報利用から生じる利益配分に関する特別かつオープンエンド型ワーキンググループ第2回会合。概要報告書、2024

年8月12日～16日。地球交渉速報。<https://enb.iisd.org/oewg-2-digital-sequence-information-genetic-resources-dsi-cbd-summary>

¹²各国が自主的に決定する貢献とは、パリ協定の下で各国が温室効果ガス排出量を削減するために行う公約を意味します

¹³ <https://fossilfuel treaty.org/>

投資家のための触媒

実業界での勢いは高まりつつあるものの、生物多様性は民間部門では依然としてまだニッチな話題にとどまっております。自然に関する世界的な目標を達成するには、より幅広い実業界にもっと広がり主流化する必要があります。その点において、COP16は、自然環境に関する問題意識を高め、企業の意識転換を加速させ、行動と情報開示を促す起爆剤となる可能性が考えられます。これらの取り組みを併せて行うことで、エンゲージメント活動や、実現可能な解決策や自然資本への投資など、投資家の生物多様性戦略の段階的な実施を支援します。

すでにいくつかの取り組みが、実業界の成熟と行動の促進に向けた取り組みを強化しています。現在、400以上の企業が、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の勧告¹⁴に基づき、自社の重要な自然関連問題の開示に取り組んでいます。また、Business for Nature連合は、COP16¹⁵を前に、新たな政策への意欲を求める180社以上の企業および金融機関による政策声明を主導しました。また、「It's Now for Nature」キャンペーン¹⁶では、企業や金融機関が自然環境戦略を策定し、公表することを奨励しています。さらに、生物多様性のためのファイナンス財団は、新たな署名者の発表を予定しており、また、投資家主導の世界的取り組みであるネイチャー・アクション100は、企業基準の結果を発表する予定です。

COP16は、同業者やパートナーとの連携を強化し、民間部門における最新の科学的進歩とベストプラクティス（最良慣行）を特定し、統合する機会にもなると見えます。さらに重要なことは、合意に基づく定義、基準、枠組、方法の方向性を一致させることに役立つことです。

例えば、GBFがいくつかの金融的方法（グリーンボンド、生物多様性オフセットおよびクレジット、環境サービス

過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

（オリジナル記事は10月1日に掲載されました。[こちら](#)をご覧ください。）

ご留意事項

本資料は情報提供のみを目的としており、特定の有価証券やアクサ・インベストメント・マネージャーズまたはその関連会社による投資、商品またはサービスを購入または売却するオファーを構成するものではなく、またこれらは勧誘、投資、法的または税務アドバイスとして考慮すべきではありません。本資料で説明された戦略は、管轄区域また

への支払いなど）を特定したことを受け、COP16では、自然関連の融資を強化するためにこれらの手段を拡大する方法に焦点を当てる予定です。また、ビジネス上の文脈において、「自然にプラスの効果을及ぼす」または「信頼性の高い自然移行計画」が何を意味するのかについて、明確かつ合意された定義を作成することについても、議論が進展することが期待されています。分類体系、生物多様性データ、自然に関連する依存性、影響、リスクを評価する手法に、さらに注目が集まると見えています。これらはすべて、投資家の意思決定を支援する解決策の特定に役立つ可能性があります。

生物多様性に関するグローバルな枠組は分野横断的なものであるため、企業が実行可能なものにするには難しい場合があります。したがって、生物多様性の主流化を支援するもう1つの方法は、GBFの目標をセクター特有の文脈に置き換え、その文脈に応じて企業が優先的に取り組むべき明確な行動の概要を示す、セクター特有の方法や指針を開発することです。これはCOP16の主要テーマであり、企業や金融機関の間でGBFの実施が加速することが予想されます。持続可能な開発のための世界経済人会議、ビジネス・フォー・ネイチャー、世界経済フォーラム、TNFDなどの複数の組織が最近発表したセクター別ガイダンスは、これらの取り組みの強固な基盤となる可能性が高いと見えています。

投資家が意思決定プロセスに生物多様性の課題をより包括的に組み込むためには、これらのすべての分野における進展が不可欠であると見えています。これにより、生物多様性の保護と回復のための資金調達規模の拡大が徐々に促進され、最終的には長期的に企業の耐性と業績が向上し、ひいては投資家の財務リスクの低減につながるものと期待されています。

¹⁴ <https://tnfd.global/tnfd-adoption-now-over-400-organisations-and-new-sector-guidance-released/>

¹⁵ 180以上の企業および金融機関が、生物多様性計画を実施し、今世紀中に自然損失を食い止め、逆転させるための新たな政策への意欲を求めています。 <https://www.businessfornature.org/business-statement>

¹⁶ <https://nowfornature.org/>

は特定のタイプの投資家によってはご利用できない可能性があります。本資料で提示された意見、推計および予測は掲載時の主観的なものであり、予告なしに変更される可能性があります。予測が現実になるという保証はありません。本資料に記載されている情報に依存するか否かについては、読者の独自の判断に委ねられています。本資料には投資判断に必要な十分な情報は含まれていません。

投資リスクおよび費用について

当社が提供する戦略は、主に有価証券への投資を行いますが、当該有価証券の価格の下落により、投資元本を割り込む恐れがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動によっては投資元本を割り込む恐れがあります。したがって、お客様の投資元本は保証されているものではなく、運用の結果生じた利益及び損失はすべてお客様に帰属します。

また、当社の投資運用業務に係る報酬額およびその他費用は、お客様の運用資産の額や運用戦略（方針）等によって異なりますので、その合計額を表示することはできません。また、運用資産において行う有価証券等の取引に伴う売買手数料等はおお客様の負担となります。

アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社

金融商品取引業者 登録番号: 関東財務局長（金商）第16号

加入協会: 一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、日本証券業協会